

平成 20 年 9 月 24 日

各 位

会社名 株式会社バンテック・グループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 篠田 紘明
(コード番号：9382 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 小田 順理
(TEL 045-410-0844)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年9月24日開催取締役会において、内部統制システムの基本方針につき、金融商品取引法に定められた財務報告に係る内部統制システムの構築および反社会的勢力排除に向けた体制整備に関し、一部改定することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。(なお、今回の改定箇所につきましては下線表示をしております。その他の箇所につきましては変更ございません。)

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業経営理念他、行動規範・指針等を定めて、法令・定款に違反する行為を未然に防止することとし、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務執行・意思決定に係る情報を文書により保存し、それら文書の保存期限その他の管理体制を整備する。また、取締役・監査役はいつでも当該文書を閲覧することができることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本方針を定め、リスク管理規程・マニュアル等を整備し、それに従った運営を行うと共にその運用状況を確認するためにリスク管理委員会を設置して、リスク管理の推進のための体制を整備することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する体制とし、全社的重要事項については経営会議を設置して事前に議論を行い、その審議を経て業務執行の決定を行うこととする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程などの諸規程において役割分担、権限、責任などを定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの基本方針を定め、コンプライアンス規程・マニュアル等を整備し、それに従った運営を行うと共に、コンプライアンスの基本方針に基づく企業行動の徹底

を図るためにコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの推進のための体制を整備することとする。

- ②内部情報管理の基本方針を定め、関連規程の整備を図ると共に、当社グループにおける法令・諸規則及び規程等に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度(ホットライン)を設置することとする。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの健全かつ効率的な内部統制の構築並びにその運営の状況を監査するために、当社に業務監査部を設置し、内部監査方針を定めて内部監査規程を整備することとする。
- ②また、上記3及び5のリスク管理体制・コンプライアンス体制については当社が中核事業会社と密接に連携しながら統括的な管理を行う体制を構築することとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現状のグループ監査役体制及びグループ監査役会の活動で監査役監査は実効的に行われているとの監査役判断により、その職務を補助する使用人の設置に関しては、今後の当社グループの状況に応じて慎重に判断することとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役がグループの重要会議へ出席できる体制を整備すると共に、監査役への報告に関し以下の体制を確保・整備することとする。

- ①監査役が閲覧する資料を遅滞なく回付する。
- ②監査役に定例的乃至は臨時に報告する事項につき遅滞なく報告する。
- ③上記以外に監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項につき遅滞なく報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役と社長との定例懇談会を開催する。
- ②グループ各社の社長・執行役員・部長等との意見・情報交換を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令に基づき、当社及び当社グループの適正な会計処理を行い財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規定類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図ることとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては組織全体として毅然とした姿勢で対応することとする。

以 上